

第 33 号		
発行日 2025. 9.22		

J R 東労組バス関東本部

J R 東労組ホームページ

JR東労組バス関申第 2 号

「高速バス統括本部の設置及び体制、

関係規程の改正について」に関する申し入れ③

15. 業務用タブレットの不具合時の対応については万全にするとともに、紛失や破損については処分対象としないこと。
16. 業務用タブレットの使用方法の教育訓練を十分に実施し、不慣れな組合員・社員への教育やアフターフォローについても実施すること。また、各種手当や福利厚生について、申告漏れを防止する方法と申告漏れがあった場合の対処方法を明らかにすること。
17. 各ユニットおよび各ベースの必要要員と平日・土休日ごとの出面を明らかにするとともに、適正な要員を配置すること。また、助勤や休日出勤に頼ることのない社員配置とすること。
18. 各ユニットの役割と働き方について明らかにすること。
19. 各社員の主たる勤務地を明確に提示すること。また、ベース間の異動については転勤扱いとし、本人希望を尊重すること。
20. 各ベースにおける行路作成と行路の周知方法および勤務作成と勤務発表の方法を明らかにすること。また、休日付与等に関する考え方を明らかにすること。
21. 各ベース間における変更路の考え方を明らかにすること。また、要員不足を背景とした便の持ち替えや変更路、他のベースの路線移管は行わないこと。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！